

# 「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務委託仕様書

広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会

## 1. 業務の目的

「広島地区観光・物産情報発信事業」企画運営業務（以下「本業務」という。）は、広島県において、島根県の魅力ある観光地及び県産品を紹介、宣伝することにより、交流人口の拡大、観光客の誘致並びに県産品の認知度及び地域ブランド力の向上を図る。

※ 本仕様書において、「県産品」とは、島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品・飲料等、島根県内で加工製造された食品・飲料等、島根県産の農林水産品及び工芸品を指す。

## 2. 業務の委託期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※ただし、契約は年度毎に締結する。また、財政状況の変化や事業の再構築により打ち切る場合がある。

## 3. 業務の対象

本業務の対象は、広島県を始めとする山陽地域の在住者を対象とする。

## 4. 業務の内容

各種媒体を活用して島根県の観光情報等を発信する「年間観光情報発信」及び物産振興を主軸とするイベント「しまねふるさとフェア」の企画、運営を一体的に実施すること。

### (1) 年間観光情報発信

① 島根県の観光情報等の広報素材収集及び情報発信（広島地区観光・物産情報発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を構成する島根県内市町村及び関係団体（以下「市町村等」という。）の素材提供者との連絡調整を含む。）

② 媒体選定及び媒体担当者との連絡調整

③ 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）及び市町村等への成果品の提出

### (2) しまねふるさとフェア

① 企画、運営

ア 島根県各地域の魅力や物産・観光資源等を紹介するPRイベントの企画立案

イ 会場の選定、使用申請（令和9、10年度のみ）

ウ 市町村等を対象とした事前説明会の開催

エ 出展する県、市町村等及び民間事業者（以下「出展者」という。）の募集、申込の取りまとめ

オ 出展者との連絡及び調整

カ 保健所、税務署等関係機関への届出

キ フェア告知にかかる広報素材の選定、収集及び情報発信（市町村等の素材提供者との連絡調整を含む。）

ク 会場設営（会場との連絡調整及び看板、飾り、ブース機材等の準備を含む。）・

撤収及びフェア当日の運営

ケ フェア全体のスケジュール管理

② 県産品の認知度向上及び観光誘客の効果の測定・検証

- (3) 事業効果の測定及び検証
- ① 上記(1)(2)の事業効果の検証及び次年度以降の計画への反映
- (4) 関係機関との密な連絡及び調整
- 本業務の目的を把握した上で、以下のとおり連絡及び調整を行うこと
- ① 事務局との連絡及び調整
  - ② 市町村等との連携
  - ③ 毎年度開催される、実行委員会の各種会議への担当者の出席、事業の説明（説明資料の作成も含む）及び質疑応答
    - ・定例総会（年1回）
    - ・臨時総会（随時）
    - ・幹事会（随時）
    - ・ワーキンググループ会議（随時）
- ワーキンググループは、下表の9つのブロックからなり、島根県内の市町村等16団体で構成する。

No.	ブロック名	構成市町村等
1	松江	松江市
2	安来	安来市
3	雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町
4	いづもの国	出雲市
5	石見銀山街道	大田市
6	おおちぐん	川本町、美郷町、邑南町
7	浜田広域圏	浜田市、江津市
8	清流高津川・益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町
9	とつて隠岐の宝島	（一社）隠岐ジオパーク推進機構

（令和7年12月1日現在）

## 5. 業務を実施する上での留意事項

### (1) 年間観光情報発信

島根県への興味関心を高め、来訪に繋がるPR手法を提案することとし、成果指標、検証方法、発信内容、期間、回数及び方法を記載すること。

① 島根県の最新の観光情勢やターゲットのニーズに沿って、山陽地域から島根県への観光誘客及び観光消費につながる情報発信を行うこと。なお、情報発信にあたっては、山陽地域の在住者の特性を踏まえて、情報発信の効果が期待できるターゲット層（性別、年代、旅行形態等）を定め、そのターゲット層に合った番組や放送時間帯、その他の媒体を選定するとともに、次に示すような「ご縁」、「美肌」に関するコンテンツをはじめとした、島根県内各地域が有する魅力的な観光資源を幅広く紹介すること。

「ご縁」：神々の息吹や神聖な空気の中で息づく歴史、文化、自然、伝統芸能

「美肌」：肌に優しい気象環境の中で堪能できる良質な温泉や地元ならではの食

② 露出媒体及び年間露出件数は、次表に示す件数以上を確保すること。なお、雑誌、新聞やWEB・SNS等、次表に示す媒体以外も効果的に活用すること。

媒体	年間露出件数
テレビ番組	20～30分を5件
テレビCM	15秒換算で550本

※番組等制作及び放送は、原則、ワーキンググループの9つのブロック毎とする。  
(放送回数等によってはブロックを組み合わせること)

- ③ 契約期間中に島根県が実施する様々なキャンペーンの情報発信を行う企画を含めること。場合によっては急遽キャンペーンが始まる可能性があるが、迅速かつ柔軟なキャンペーン告知に努めること。
- ④ 島根県への来訪意欲を促すWEB・SNS広告の配信、SNSの持つ拡散力やインフルエンサー等を効果的に活用したプロモーション企画など、山陽地域在住者に対して訴求力の高い方法でデジタルメディアでの情報発信を実施すること。
- ⑤ 島根県への移住に関する情報発信を行うこと。
- ⑥ 年間を通じて、露出時期及び紹介地域に偏りが生じないよう、計画的な情報発信を実施すること。
- ⑦ しまねふるさとフェアの開催とも連動して、年間を通じた戦略的な情報発信となる企画であること。なお、しまねふるさとフェアの広報・告知に係る情報発信は、しまねふるさとフェアの事業費において実施すること。
- ⑧ 島根県の観光情報を積極的に収集し、県や市町村で把握していないような魅力ある新しい情報を積極的に発信するよう努めること。
- ⑨ 情報発信に利用した媒体の実物（動画の場合はデータ）を、事務局及び該当市町村等に、情報発信後速やかに提出すること。
- ⑩ 上記以外に、本業務の目的を達成するための独自の企画を提案すること。

## (2) しまねふるさとフェア

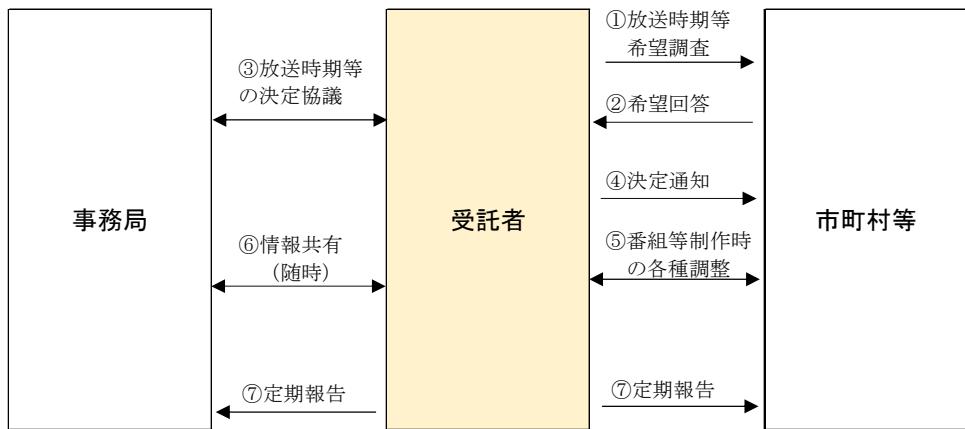
- ① 出展を希望する島根県内の市町村、事業者等が出展し、県産品の販売、展示、体験を通じて、地域ブランドや観光情報、移住・定住情報を発信することにより、島根県の魅力を来場者が直接感じられる内容を企画・立案すること。
- ② 従前のフェアの内容にとらわれず、対面販売のメリットを生かした県産品の更なる露出機会を創出し、認知度向上及び地域ブランド力の向上を図るために、新規参入事業者や新商品の紹介など最新の物産情報や観光情勢を考慮して消費者や旅行者のニーズに沿った企画とし、視認性の高い会場等装飾を行うことで来場者を呼び込む工夫を実施すること。
- ③ 県や市町村等が重点的にPRしているコンテンツを踏まえて、魅力ある島根県の観光資源と食を一体的に紹介・宣伝することで島根県への旅を想起させ、実際の誘客につながる企画とすること。
- ④ 令和8年度の開催場所及び開催期間は以下のとおりとする。
  - 開催場所：ひろしまゲートパークを主会場とする
  - 開催期間：令和9年1月23日（土）、24日（日）
- ⑤ 令和9、10年度の開催場所及び開催期間は以下を想定して企画・立案すること。
  - 開催場所：ひろしまゲートパークを主会場とする
  - 開催期間：1月中下旬の全国都道府県対抗男子駅伝競走大会（ひろしま男子駅伝）と同日開催（土曜日・日曜日の2日間）
 

ただし、12～3月上旬の間でより高い効果が見込まれる場合は、その期間の提案を行うことができる。実際の開催期間については、事業効果の検証を行い、事務局と協議の上決定する

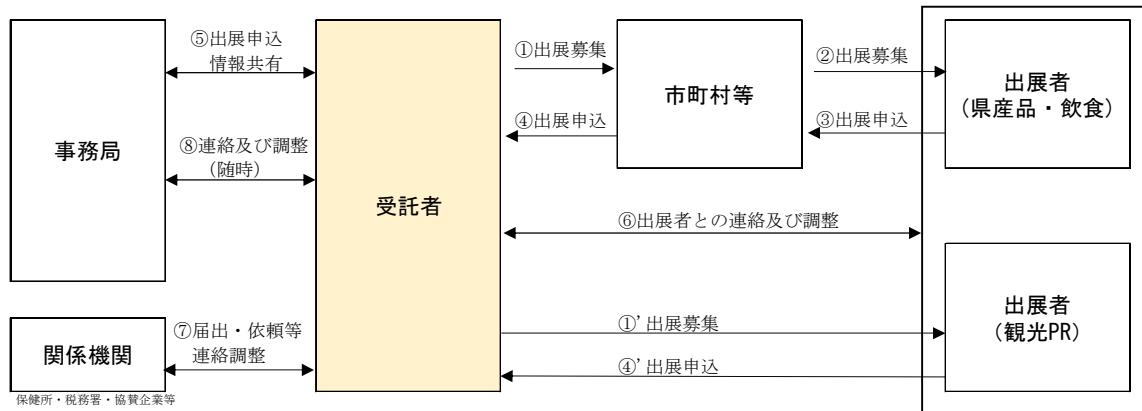
- ⑥ 各年度の想定規模は以下のとおりとする。  
参加出展数100ブース程度（屋外会場を想定）
- ⑦ 山陽地域からの集客を見据えた広報宣伝物の制作（市町村等関係先への納品を含む。）及びフェアの広報・告知に係る情報発信を行うこと。なお、広報宣伝物の制作については、次表に示す媒体・枚数以上を企画・立案すること。

種類	規格	枚数
デジタル パンフレット	・イベント告知用サイトに掲載すること ・A4サイズに印刷が可能であること	一
当日用リーフレット	A3版・両面4色刷り・二つ折り	1万枚
ポスター大	B1版・片面4色刷り	50枚
ポスター中	B2版・片面4色刷り	200枚
チラシ	A4版・片面4色刷り	500枚

- ⑧ 出展者との連絡調整については、スケジュールに余裕を持って取り組み、確認事項を調査票にまとめて共有する等工夫を図ること。
- ⑨ 国・広島県及び広島市の定める衛生管理・防災等の関係法令、監督官公庁の指導事項等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- ⑩ SDGsに配慮したフェア企画・運営に努めること。
- ⑪ 上記以外に、本業務の目的を達成するための独自の企画を提案すること
- (3) 事業効果の測定及び検証
- ① 4.(1) 及び (2) の各業務について効果測定・検証を行うこと。
  - ② しまねふるさとフェアに関しては、位置情報等のビッグデータを用い、来場者数、属性の正確な把握に努め、フェアの誘客効果の測定・検証を行うこと。
  - ③ 測定、検証結果を基に、委託期間を通して業務内容をブラッシュアップするよう努めること。
  - ④ ワーキンググループ会議等を通じて、事務局及び市町村等に旅行者や消費者の情報を伝え、必要に応じて助言すること。
- (4) 関係機関との密な連絡及び調整
- ① 受託者は、年間スケジュール及び企画内容等の事項について、事務局と隨時連絡及び調整を図り、業務の実施状況及び今後の予定等について情報共有すること。必要に応じて、対面またはオンライン会議システムを利用して打ち合わせを行い、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに事務局に提出すること。
  - ② 受託者は、実行委員会が開催するワーキンググループ会議に出席し、業務の実施状況及び今後の予定や市町村等への依頼事項等について報告し、質疑応答がある場合は対応すること。
  - ③ 受託者は、四半期に1回程度、ワーキンググループ会議等を通じて、4.(1)の業務に係る実施状況及び実施後の視聴率、視聴者の反響、評判等をとりまとめ、事務局及び市町村等に定期的に報告すること。
6. 「広島地区観光・物産情報発信事業」の概念図
- (1) 年間観光情報発信



## (2) しまねふるさとフェア



※受託者は、必要に応じて市町村等と連絡及び調整を行うこと。

## 7. 業務完了報告書

毎年度末までに、上記4(1)～(4)の状況を詳細に記した報告書を書面により事務局に提出すること。また、当該書面報告書のPDFデータ及び動画を作成した場合は、当該年度に作成した動画データをまとめて保存したDVDも併せて提出すること。

## 8. 業務の委託料上限額

3,770万円／年 × 3カ年（消費税及び地方消費税を含む）

- 注1. 上記委託料には、上記「4. 業務の内容」及び企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、事務局との打ち合わせに要する費用を含む。
- 注2. 3,770万円の内訳は上記「4. 業務の内容」(1)年間観光情報発信」1,215万円程度、「(2)しまねふるさとフェア」2,445万円程度、「(3)事業効果の測定及び検証」110万円程度を想定とする。ただし、受託者の工夫により上記と異なる内訳を設定することは差し支えない。
- 注3. 上記注3.ただし書にかかわらず、しまねふるさとフェアに係る経費は、フェア告知費用を除き、ブース出展料及び協賛金の範囲内で賄うこと。委託料の考え方については別紙1のとおり。
- 注4. 財政状況の変化などによる委託料上限額の変更や、事業の打ち切り等が生じる場合がある。
- 注5. 島根県の観光・物産PRに資すると判断される場合には、事前に事務局に協議の上、受託者において協賛企業等を募り、協賛金を活用して事業規模を拡大することができる。ただし、協賛企業との連絡・調整は受託者で行うこと。

## 9. 経費の執行

受託者は執行経費が過大とならないよう効率的な経費執行に努めなければならない。  
また、経費執行にあたっては、その経理内容を明らかにしておくこと。

## 10. 秘密の保持等

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の個人情報の取り扱いに関する関係法令を遵守すること。

## 11. 業務の再委託

受託者が行う業務を一括して第三者に委託、または請け負わせることはできない。  
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ事務局の承認を得てその一部を再委託することができる。

## 12. 著作権その他の権利

- (1) 本業務により生じた著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）は、受託者に帰属するものとする。ただし、実行委員会が広島地区観光・物産情報発信事業のPRを目的として著作物を二次利用する権利を保証すること。
- (2) 本業務の委託料には、著作権の対価を含むものとする。
- (3) 実行委員会による著作物の二次利用について、受託者は次に掲げる事項をあらかじめ了承する。
  - ① 受託者の名称を表示しない場合があること。
  - ② 公正な慣行に反しない範囲でやむを得ない改変を加える場合があること。

## 13. その他

- (1) 実行委員会及び関係者と連絡を密にし、事業が万全に実施できるよう調整を行うこと。
- (2) 本仕様書の定めにない事項については、事務局と協議の上、決定する。